

## 1-11 公害防止に関する税制上の措置

(平成8年4月1日現在)

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
	非課税	石油コンビナート等災害防止法第2条第9号に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止場で一定のもの	非課税	地方税法第348条第2項
固定資産税	課税標準の特例	(1)鉱山保安法第4条第2号の鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設 (2)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの (3)下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で一定のもの (4)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑止し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で一定のもの (5)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設で一定のもの (6)大気汚染防止法第2条第5項に規定する特定粉じんの処理施設で一定のもの (7)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場並びに同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの	公共の危害防止のため設置されたもの（ただし既存の当該施設又は設備に代えて設置する一定のものにあっては昭和62年4月1日以後において設置されたものを除くものとし、(4)は昭和52年6月18日以後に新設されたもの、(7)のうち一般廃棄物の最終処分場は昭和55年1月2日以後に取得されたものに限る。）のうち、平成10年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を $\frac{1}{6}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第5項
		(1)大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙の処理用施設で一定のもの (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち廃油、廃プラスチック類その他一定のものの処理施設で一定のもの (3)湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる汚水の処理施設で一定のもの (4)特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第5項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第6項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの	平成8年度分及び平成9年度分に限りその課税標準を $\frac{1}{3}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第6項
		公共の危害防止のために設置された地方税法附則第15条第5項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる施設等のうち、既存の当該施設等に代えて設置するものとして一定のもの（昭和62年4月1日以後において設置されたものに限り、同法第349条の3第3項又は第19項の規定の適用を受けるものを除く。）	平成8年度分及び平成9年度分に限りその課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第8項
		(1)公共の危害防止のために設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の焼却施設（平成4年7月4日以後において設置されたものに限る。）で一定のもの（地方税法第349条の3第4項の規定の適用を受けるものを除く。） (2)大気汚染防止法第2条第5項に規定する一般粉じんの処理施設で一定のもの（地方税法第349条の3第4項の規定の適用を受けるものを除く。） (3)騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設において発生する騒音の防止施設で一定のもの（地方税法第349条の3第4項の規定の適用を受けるものを除く。）	平成8年度分及び平成9年度分に限りその課税標準を $\frac{2}{3}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第9項

(注) 1 この表は、公害防止に関する地方税の税制上の措置内容の概要をまとめたものである。

2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
固定資産税	課税標準の特例	資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で一定のもの	平成7年4月1日から平成10年3月31日までに新たに取得されたものについて、当初課税年度から3年度分に限りその課税標準を $\frac{2}{3}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第22項
不動産取得税	非課税	環境事業団が業務用に取得する不動産で一定のものの取得	非課税	地方税法第73条の4第1項第19号
		空港周辺整備機構が業務用に取得する不動産で一定のものの取得	非課税	地方税法第73条の4第1項第19号の3
不動産取扱税	課税標準の特例	事業協同組合等が環境事業団から産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋を取得した場合の当該家屋の取得	その課税標準たる価格から次の額を控除する。 価格 × $\frac{\text{譲渡しの対価の額} - \text{施設引渡しを受けた時までの支払額}}{\text{譲渡しの対価の額}}$ (平成6年4月1日から平成8年3月31日までの取得については、昭和54年改正前の地方税法第73条の14第5項の規定を適用すれば控除すべきとされる額と上の計算により控除すべきとされる額の差額の $\frac{1}{10}$ に相当する額を上の計算により控除すべきとされる額に加算した額を価額から控除する。)	地方税法第73条の14第7項 地方税法附則第11条第16項
		空港周辺整備機構が平成8年3月31日までに業務の用に供する土地を取得した場合の当該土地の取得	当該土地の価格の $\frac{2}{3}$ に相当する額を価格から控除する。	地方税法附則第11条第9項
税	納税義務の免除	事業協同組合等が環境事業団から取得した産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋又は工場集団化のために必要な土地等を5年以内にその組合員に譲り渡した場合の事業協同組合等の当該不動産の取得	納税義務を免除する。	地方税法第73条の27の5第1項 大阪府税条例(以下「条例」という。) 第42条の15の5第1項
自動車取扱税	税率の特例	電気自動車の取得	平成9年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2.2%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項 条例附則第11条第2項
		天然ガス自動車の取得	平成9年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2.2%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項 条例附則第11条第2項
		メタノール自動車の取得	平成9年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2.2%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項 条例附則第11条第2項
		NOx法の特定地域内における買い換え特例に係る特定自動車排出基準適合車の取得	NOx法の特定地域において、昭和54年自動車排出ガス規制に適合する一定条件のトラック・バス・特種用途車を廃車し、新たに買い換えた特定自動車排出基準に適合し、かつ、最新(昭和63年、平成元年、2年、4年又は6年)排出ガス規制に適合するトラック・バス・特種用途車の取得に係る税率について、現行税率から買い換え時期に応じて次に掲げる率を控除した率とする。	地方税法附則第32条第5項 条例附則第11条第3項

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
自動車取得税	税率の特例		・平成7年4月1日～平成9年3月31日までの取得 1.9% ・平成9年4月1日～平成11年3月31日までの取得 1.5% ・平成11年4月1日～平成13年3月31日までの取得 1.2%	
		ハイブリッド自動車の取得	平成9年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2.2%を控除した率とする。	条例附則第11条第5項
特別土地保有税	非課税	<p>1次にかかる施設で公共の危害防止のために設置されるもの用に供する土地</p> <p>(1)鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱滓、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設</p> <p>(2)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設若しくは同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3)下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</p> <p>(4)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設、同条第6項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第7項に規定する特定粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの</p> <p>(5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</p> <p>(6)悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの</p> <p>(7)騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの</p> <p>(8)湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる汚水の処理施設で一定のもの</p> <p>(9)特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第5項に規定する水道水源特定施設を設置する同法第6項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>2廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが同法第15条の6第1号から第4号までに規定する業務の用に供する土地で一定のもの</p> <p>3廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する土地で一定のもの</p> <p>4産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定事業者で一定の者が同法第2条第3項に規定する特定周辺整備地区において同法第9条第1項に規定する認定計画に従って整備する同法第2条第2項に規定する特定施設で一定のもの用に供する土地</p> <p>5広域臨海環境整備センターが広域臨海環境整備センター法第19条第1号から第3号までに規定する業務又は同法第4号に規定する業務のうち一定のものの用に供する土地で一定のもの</p> <p>6工場立地法第6条第1項に規定する特定工場に係る同項等の届出をした者が配置する環境施設で一定のもの</p> <p>7環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法附則第18条に規定するばい煙処理施設等の用に供する土地</p>	<p>非課税</p> <p>非課税</p>	地方税法第586条第2項 地方税法附則第31条の2第1項

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
事業所税	非課税	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第4項の規定による許可を受けて又は同条第1項ただし書若しくは同条第4項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設で一定のもの	非課税	地方税法第701条の34第3項第8号
		環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第18条第1項第1号に規定する建物で新築の日から5年以内に取得したことにより、新築したとみなされる施設	新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第7項第2号
		中小企業指導法第2条に規定する中小企業者が環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第18条第1項第1号に規定する建物で中小企業者の事業の用に供するもの（産業公害の防止に資する一定のものに限る。）	法人の事業である場合には平成10年4月1日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には平成10年分までに限り、資産割を非課税とする。	地方税法附則第32条の3第1項
		産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定事業者が同法に規定する認定計画に従って整備する特定施設で産業廃棄物認定事業者の事業の用に供するもののうち一定のもの	(1)新設が平成10年3月31日までに行われたものについて法人の事業である場合には新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には新設された日から5年を経過する日の属する年分までに限り、資産割を非課税とする。  (2)新增設が平成10年3月31日までに行われたときに限り、新增設に係る事業所税を非課税とする。	地方税法附則第32条の3第2項 地方税法附則第32条の3第17項
	課税標準の特例	(1)鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉛さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。以下同じ。） (2)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は、同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水若しくは廃液の処理施設で一定のもの (3)下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの (4)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第6項に規定する一般粉じん発生施設又は同条第7項に規定する特定粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの (6)悪臭防止法第2条第1項に規定する特定悪臭物質の排出防止設備で一定のもの (7)騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの (8)特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第5項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第6項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの (9)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設 (10)港湾法第2条第5項第9号に規定する港湾公害防止施設	資産割及び新增設に係る事業所税について課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減する	地方税法第701条の41第1項第4号
		(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第4項又は第14条の4第1項若しくは第4項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち一定の施設	資産割及び新增設に係る事業所税について課税標準を $\frac{1}{4}$ に、從業者割について課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法第701条の41第1項第4号の2

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
事業所税	課税標準の特例	(2)広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち一定の施設 (3)浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち一定の施設 (4)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち一定の施設		
		公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第8条の2に規定する第1種区域内において同法第9条の3第2項に規定する空港周辺整備計画に従って整備される土地に設置される施設で一定のもの	新增設が平成9年3月31日までに行われたときに限り、新增設に係る事業所税の課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則第32条の3の2第18項
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する施設で一定のもの	(1)法人の事業である場合には平成9年4月1日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には平成9年までに限り、資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減する。 (2)新増設が平成9年3月31日までに行われたときに限り、新増設に係る事業所税の課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減する。	地方税法附則第32条の3の2第5項 地方税法附則第32条の3の2第16項